

緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、居住期間が60年以上であったこと、地域社会等との関わり合い、原発事故時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下、「本件」という。）において、申立人X「以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、令和5年7月31日付けの被申立人答弁書記載の、申立人と被申立人との間に争いが無い別紙一覧表記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙一覧表の「一部和解金額」欄記載の合計金70万円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 継続協議

申立人及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。

また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年9月13日

(仲介委員 竹之内 俊)

共通（自主的避難等対象区域以外）

（別紙）

| 申立人 X 様について 令和〇年(東)第〇号事件       |                                  |              |        |           |                                          |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------|--------|-----------|------------------------------------------|
| 損害項目                           |                                  | 期間           | 一部和解金額 | 備考        |                                          |
| 検査費用(人)                        |                                  |              |        |           |                                          |
| 避難費用                           |                                  |              |        |           |                                          |
| 一時立入費用                         |                                  |              |        |           |                                          |
| 帰宅費用                           |                                  |              |        |           |                                          |
| 生命・身体的損害                       |                                  |              |        |           |                                          |
| 精神的損害                          | 日常生活阻害慰謝料                        |              |        |           |                                          |
|                                | 日常生活阻害慰謝料<br>(第五次追補第2の2)         |              |        |           |                                          |
|                                | 増額事由<br>(第五次追補第2の4)              | ①要介護         |        |           |                                          |
|                                |                                  | ②身体又は精神の障害   |        |           |                                          |
|                                |                                  | ③上記①又は②者の介護  |        |           |                                          |
|                                |                                  | ④乳幼児の世話      |        |           |                                          |
|                                |                                  | ⑤妊娠中         |        |           |                                          |
|                                |                                  | ⑥重度または中等度の持病 |        |           |                                          |
|                                |                                  | ⑦上記⑥の者の介護    |        |           |                                          |
|                                |                                  | ⑧家族の別離、二重生活等 |        |           |                                          |
|                                |                                  | ⑨避難所の移動回数多数  |        |           |                                          |
|                                |                                  | ⑩その他         |        |           |                                          |
|                                | 過酷避難状況による精神的損害<br>(第五次追補第2の1)    |              |        |           |                                          |
|                                | 生活基盤喪失・変容による精神的損害<br>(第五次追補第2の2) |              | —      | 500,000 円 | 中間指針第五次追補<br>で示された金額<br>・生活基盤変容:50<br>万円 |
|                                | 生活基盤変容に準じる精神的損害(第<br>五次追補第2の2)   |              |        |           |                                          |
| 健康不安に基礎を置く精神的損害<br>(第五次追補第2の3) |                                  |              |        |           |                                          |
| 自主的避難等に係る損害<br>(子供・妊婦)         |                                  |              |        |           |                                          |

|                                       |                                            |           |                                                                                                                |
|---------------------------------------|--------------------------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自主的避難等に係る損害<br>(子供・妊婦以外)<br>(第五次追補第3) | 2011 年 4<br>月 23 日～<br>2011 年 12<br>月 31 日 | 200,000 円 | 中間指針第五次追補<br>で示された金額(精神的<br>損害等に対する賠償<br>+生活費増加費用<br>等に対する賠償):20<br>万円<br>避難等対象区域(計<br>画的避難区域・特定<br>避難勧奨地点を除く) |
| 就労不能損害                                |                                            |           |                                                                                                                |
| 営業損害                                  |                                            |           |                                                                                                                |
| 検査費用(物)                               |                                            |           |                                                                                                                |
| 不動産の財物損害                              |                                            |           |                                                                                                                |
| 家財の財物損害                               |                                            |           |                                                                                                                |
| その他                                   |                                            |           |                                                                                                                |
|                                       | 一部和解<br>合計額                                | 700,000 円 |                                                                                                                |

|     |           |
|-----|-----------|
| 支払額 | 700,000 円 |
|-----|-----------|

緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（申立人が相続）について、居住期間が60年以上であったこと、地域社会等との関わり合い、原発事故時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額として、合計70万円（中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額）の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- （1）亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年12月○日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- （2）申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

### 2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

##### （1）亡Aについて

- ア 損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）
- イ 損害項目：生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額
- ウ 損害項目：自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）  
期 間：自 平成23年4月23日 至 同23年12月末日

##### （2）Xについて

- ア 損害項目：日常生活阻害慰謝料の増額  
期 間：自 平成23年7月1日 至 同23年12月末日
- イ 損害項目：自宅清掃補修費用（定額）

### 3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間について、申立人らに下記内訳に係る金1,380,000円の損害が生じたことを認める。

（内訳）

##### （1）亡Aについて

- ア 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2） 50万円

イ 生活基盤変容による精神的損害（第五次追補第2の2）の増額  
20万円

ウ 自主的避難等に係る損害（第五次追補第3）  
20万円

(2) Xについて

ア 日常生活阻害慰謝料の増額  
18万円

イ 自宅清掃補修費用（定額）  
30万円

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年4月23日

（仲介委員 竹之内 俊）